

## 奈良先端科学技術大学院大学外国人留学生アンバサダー制度実施要項

平成30年8月27日

学 長 裁 定

### (趣旨)

第1条 この要項は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における奈良先端科学技術大学院大学外国人留学生アンバサダー（以下「NAIST留学生アンバサダー」という。）制度（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (本制度の目的)

第2条 本制度は、次の各号を目的とする。

- (1) 修学、進路その他日常の学生生活上のアドバイス（以下「学生生活相談」という。）を必要としている本学外国人留学生、本学への入学を希望する外国人留学生等に対し、NAIST留学生アンバサダーとして登録された者が、アドバイスを行うとともに、適切な相談窓口の情報を迅速に提供する。
- (2) 留学生募集活動、広報活動、国際交流イベント等に対し、NAIST留学生アンバサダーがサポートを行うことで、本学への留学促進や海外への広報活動等の強化を図る。

### (活動内容)

第3条 NAIST留学生アンバサダーは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 留学生オリエンテーション等における自身の体験談の紹介
- (2) 学生生活相談を必要とする本学外国人留学生、本学への入学を希望する外国人留学生等へのアドバイス
- (3) 前号の学生生活相談に関する、留学生・外国人研究者支援センター（以下「CIS S」という。）への活動状況の報告
- (4) 本学の留学生募集活動、広報活動、国際交流イベント等へのサポート
- (5) 活動報告会等での活動報告
- (6) その他NAIST留学生アンバサダーの活動として認められるもの

### (応募資格)

第4条 NAIST留学生アンバサダーに応募できる者は、本学の博士前期課程又は博士後期課程に在籍する外国人留学生で、本制度の目的に賛同し、第3条に規定する活動への参画に意欲のある者とする。

(応募及び選考)

第5条 N A I S T留学生アンバサダーに応募する者は、指導教員の了解を得て、C I S Sに所定の申請書を提出しなければならない。

2 N A I S T留学生アンバサダー候補者の選考は、教育推進機構長が行う。

(研修及び認定)

第6条 N A I S T留学生アンバサダー候補者は、本学の学生生活相談体制、心のケアに関する基礎知識等、その他必要な事項に関する研修を受けなければならない。

2 教育推進機構長は、前項に定める研修を修了した者をN A I S T留学生アンバサダーとして認定し、N A I S T留学生アンバサダー認定書（別紙様式第1号）を交付する。

(登録)

第7条 C I S Sは、前条第2項により認定されたN A I S T留学生アンバサダーの登録を行う。

2 N A I S T留学生アンバサダーの登録期間は、原則、登録日から翌年9月末までとする。ただし、当該N A I S T留学生アンバサダーが継続して本制度への参画を希望し、かつ、当該登録期間の活動を適切に遂行したと認められる場合は、第4条に規定する応募資格を有する期間を限度として、登録期間を1年間更新することができる。

(参画の依頼)

第8条 本学外国人留学生から学生生活相談の申込みがあった場合、C I S Sはその相談内容を考慮した上で、当該相談に対応するN A I S T留学生アンバサダーを選定する。

2 C I S Sは、前項により選定したN A I S T留学生アンバサダーに対し、学生生活相談への参画の可否を確認の上、参画を依頼するものとする。

3 C I S Sは、前項の依頼を行う場合は、当該N A I S T留学生アンバサダーが受ける研究指導及び授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

4 C I S Sは、留学生募集活動、広報活動、国際交流イベント等への参画の依頼を行い、活動内容に対応するN A I S T留学生アンバサダーを選定する。

(実施報告書の提出)

第9条 N A I S T留学生アンバサダーは、学生生活相談実施後に、相談及びその対応の内容について、C I S Sに所定の実施報告書を提出しなければならない。

(守秘義務)

第10条 N A I S T留学生アンバサダーは、相談を受けたことで知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。登録期間を終えた後も同様とする。

(活動報告及び活動証明書の交付)

- 第11条 N A I S T 留学生アンバサダーは、登録期間末に開催される活動報告会において、活動報告を行わなければならない。ただし、特別の事情により活動報告会に参加することができない場合には、別に定めるところにより、活動報告を行うことができる。
- 2 学長は、前項に定める活動報告を行った者には、N A I S T 留学生アンバサダー活動証明書（別紙様式第2号）を交付する。

(登録の抹消)

- 第12条 教育推進機構長は、N A I S T 留学生アンバサダーが次の各号のいずれかに該当する場合、N A I S T 留学生アンバサダーの登録を抹消する。
- (1) 懲戒処分を受けた場合
  - (2) 特段の理由なく第3条に規定する活動を行わない場合
  - (3) その他N A I S T 留学生アンバサダーとして相応しくない行為があった場合

(担当窓口及び事務)

- 第13条 本制度の担当窓口はC I S S とし、当該制度の事務は国際課が行う。

(雑則)

- 第14条 この要項に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年8月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月14日から施行する。

別紙様式第 1 号 (第 6 条第 2 項関係)

<b>LETTER OF APPOINTMENT</b>
<p>_____ (氏 名) _____ is hereby appointed as a Nara Institute of Science and Technology International Student Ambassador from (活動開始日) to (活動終了日) .</p>
<p>Nara Institute of Science and Technology Date of Issue (発行日)</p>
<p>(教育推進機構長署名) (教育推進機構長名)</p>
<p>Director, Institute for Educational Initiatives Nara Institute of Science and Technology</p>

(注) 用紙の大きさは、A4 版とする。

別紙様式第 2 号 (第 1 1 条第 2 項関係)

<b>CERTIFICATE OF SERVICE</b>
<p>_____ (氏 名) _____ is hereby recognized for participating in the Nara Institute of Science and Technology International Student Ambassador Program from (活動開始日) to (活動終了日) to actively support the international community and for offering a valuable service to the institute.</p>
<p>Nara Institute of Science and Technology Date of Issue (発行日)</p>
<p>(教育推進機構長署名) (学長署名) (教育推進機構長名) (学長名)</p>
<p>Director, Institute for Educational Initiatives President, Nara Institute of Science and Technology</p>
<p>Nara Institute of Science and Technology</p>

(注) 用紙の大きさは、A4 版とする。